 枚方市

ひとり親家庭に関するアンケート調査（案）

枚方市にお住まいのひとり親の皆様へ
～ご協力のお願い～

皆様には日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

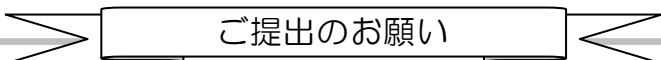
さて、この度本市では、ひとり親家庭等の皆様への総合的な支援策を充実するため、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとなりました。計画策定にあたって、枚方市母子寡婦福祉会のご協力を得て、20歳以上の子どもがおられるひとり親の皆様の生活実態やご意見などをお聞きするため、本調査を実施いたします。

ご回答いただいた調査内容は、統計的に処理し、ひとり親家庭等の支援施策の検討等に利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用されたりすることは一切ありません。

質問の中に※がついた用語については、7ページに解説を記載していますので、参考にしてください。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年4月

 ご提出のお願い

ご記入いただいた調査票は、調査票が入っていた封筒に再度封入いただき、

4月30日（木）までに枚方市母子寡婦福祉会校区担当役員まで、ご提出ください。

◎このアンケートは無記名です。アンケート調査票や封筒にあなたの名前を書く必要はありません。

◎答えたくない質問については、ご回答いただかなくても構いません。



【この調査の問い合わせ先】

枚方市 子ども青少年部 子ども総合相談センター

電話：050-7102-3227（直通）

F A X：072-846-7952

メール：kodomocenter@city.hirakata.osaka.jp

あなたやご家族について

問1 あなたの年齢（令和2年4月1日現在）は、おいくつですか。（○は1つ）

- ① ~39歳 ②40~44歳 ③45~49歳 ④50~54歳
⑤55~59歳 ⑥60~64歳 ⑦65歳以上

問2 あなたがひとり親家庭であった（扶養していた末子が20歳未満だった）期間は何年ですか。（○は1つ）

- ①1年未満 ②1~5年未満 ③5~10年未満 ④10~20年未満 ⑤20年以上

問3 あなたが寡婦になって（扶養していた末子が20歳になってから）何年になりますか。（○は1つ）

- ①1年未満 ②1~5年未満 ③5~10年未満 ④10~20年未満 ⑤20年以上

問4 あなたがひとり親家庭になった理由は何ですか。（○は1つ）

- ①死別 ②離婚 ③婚姻はしていない ④生死不明 ⑤その他（ ）

問5 現在同居している世帯員はいますか。（○は1つ）

- ①同居者なし ②本人と子どものみ ③三世帯世代 ④その他（ ）

問6 現在のあなたの扶養関係について、次のうちどれにあてはまりますか。（○は1つ）

- ①他の世帯員に扶養されている ②他の世帯員を扶養している ③扶養関係はない

仕事と収入について

問7 「現在」のあなたの就業形態について、どれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事1つだけについて、お答えください。（○は1つ）

- ①正社員 ②パート・アルバイト
③人材派遣会社の派遣社員 ④自営業主（商店主、農業など）
⑤自営業の手伝い（家族従事者） ⑥家庭で内職
⑦無職 ⑧その他（ ）

問 8 (問 7 で「⑦無職」とされた方を除く) 「現在」のあなたの職種について、どれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事 1 つだけについて、お答えください。(○は 1 つ)

- ①専門知識・技術を生かした仕事
(教員、介護職員(旧ホームヘルパー)、看護師、システムエンジニアなど)
- ②管理的な仕事(企業、団体の管理職員など)
- ③事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)
- ④営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)
- ⑤農林漁業の仕事(農業など)
- ⑥運輸・通信の仕事(タクシー等運転手、電話交換手など)
- ⑦製造・技能・労務の仕事(製造技能工、建設技能工など)
- ⑧その他()

問 9 (問 7 で「⑦無職」とされた方を除く) あなたの現在の仕事の勤続年数は何年ですか。(○は 1 つ)

- ①1 年未満
- ②1～3 年未満
- ③3～5 年未満
- ④5～10 年未満
- ⑤10 年以上

問 10 あなたの世帯ではどのような収入がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- ①あなたの就労収入
- ②家族の就労収入
- ③年金
- ④子ども・親戚からの援助
- ⑤生活保護費
- ⑥家賃等収入
- ⑦その他()

問 11 あなたの令和元年(1 月から 12 月)の年間総収入(税込)はどのくらいですか。(○は 1 つ)

- ①100 万円未満
- ②100～150 万円未満
- ③150～200 万円未満
- ④200～250 万円未満
- ⑤250～300 万円未満
- ⑥300～400 万円未満
- ⑦400～500 万円未満
- ⑧500 万円以上

問 12 あなたの令和元年(1 月から 12 月)の年間総収入(問 11 の回答)のうち、就労による収入はどのくらいですか。(○は 1 つ)

- ①100 万円未満
- ②100～150 万円未満
- ③150～200 万円未満
- ④200～250 万円未満
- ⑤250～300 万円未満
- ⑥300～400 万円未満
- ⑦400～500 万円未満
- ⑧500 万円以上

問 13 あなたが仕事をするために「すでに取得している資格」はありますか。また、仕事をする上で「今後取得したい資格」があれば、空欄に○を入れてください。

資格	すでに取得している資格	今後取得したい資格	資格	すでに取得している資格	今後取得したい資格
1. 看護師			11. 理学療法士		
2. 保健師			12. 作業療法士		
3. 調理師			13. 鍼灸師		
4. 栄養士			14. 柔道整復師		
5. 歯科衛生士			15. 医療事務		
6. 保育士			16. 教員		
7. 理容師・美容師			17. その他		
8. ケアマネジャー			()		
9. 介護福祉士			()		
10. 介護職員 (旧ホームヘルパー)			18. 特になし		

住居について

問 14 現在のあなたの住居の状況について、次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- ①民間賃貸住宅
- ②府営住宅・市営住宅
- ③公団・公社賃貸住宅
- ④親・親戚の家に同居
- ⑤持ち家
- ⑥社宅・社員寮
- ⑦その他 ()

→ 問 15、16 へお進みください。

→ 問 17 にお進みください。

問 15 問 14 で、「①、②又は③の賃貸住宅」と答えた方は、1か月の家賃はいくらですか。(○は1つ)

- ①3 万円未満
- ②3 万円～5 万円未満
- ③5 万円～7 万円未満
- ④7 万円～10 万円未満
- ⑤10 万円以上

問 16 問 14 で、「①、②又は③の賃貸住宅」と答えた方は、賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」又は「困った」ことは何ですか。(○は2つまで)

- ①家賃が高い
- ②希望する場所(駅・職場に近い等)に住宅が見つからない
- ③保証金(敷金等)などの一時金が確保できない
- ④連帯保証人が見つからない
- ⑤入居可能な賃貸住宅の情報が不足している
- ⑥府営住宅・市営住宅になかなか入れない

あなたが母子家庭であった時期のことについて

問 17 児童扶養手当を受給したことはありますか。(いずれかに○)

- ①ある ②ない

問 18 問 17 で、「①ある」と答えた方のみ、児童扶養手当の受給期間は何年でしたか。

約 _____ 年

生活一般・各種制度について

問 19 あなたは現在の生活状況をどのような状態と思われていますか。(○は1つ)

- ①余裕がある ②普通 ③苦しい ④大変苦しい ⑤わからない

問 20 現在あなたが困っていることは主に何ですか。(○は2つまで)

- ①住居について ②仕事について ③家計について ④家事について
⑤健康について ⑥親等の介護・健康について ⑦特にな
⑧その他 ()

問 21 あなたは困ったことがあるとき、どなたに相談されますか。(○は3つまで)

- ①家族・親戚 ②友人・知人 ③母子父子福祉推進委員^(※1)
④民生委員・児童委員、主任児童委員 ⑤近所・自治会役員等 ⑥職場の人
⑦市役所等(公的施設) ⑧学校 ⑨枚方市母子寡婦福祉会
⑩子ども総合相談センター^(※2) ⑪相談先がない
⑬その他 ()



もう少し、ご協力ください

問 22 下記の表の施設や制度のうち、あなたが知らないもの、知っているものはどれですか。あてはまるものに○をつけてください。また知っているものはどこでお知りになりましたか。下記の①～⑩の選択肢から該当する番号に○をつけてください。

- ①子ども総合相談センター・冊子「ひとり親のみなさんへのてびき」・「ひとり親応援マップ」(※3)
- ②市役所等(公的施設)
- ③広報ひらかた
- ④インターネット
- ⑤母子寡婦福祉会・父子福祉会
- ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員
- ⑦学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園等
- ⑧NPO法人・民間団体
- ⑨家族・親戚・友人・知人等
- ⑩その他

	知らない	知っている	どこで知ったか？
(例) 1. 子ども総合相談センターの各種相談		○	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
1. 子ども総合相談センターの各種相談			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
2. 母子父子寡婦福祉資金(修学資金等)の貸付制度(※4)			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
3. ひとり親家庭等日常生活支援事業(※5)			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
4. 母子父子福祉推進委員による相談			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
5. 母子家庭等就業・自立支援センター(※6)			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
6. 生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)(※7)			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
7. ハローワーク枚方(マザーズコーナー等)(※8)			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
8. 府営住宅等の福祉世帯枠での応募			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

問 23 あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。また、ひとり親のとき（20歳未満の子どもがおられたとき）にはどのような支援策を望まれましたか。あてはまる番号すべてに○を入れてください。

	ひとり親のときに望まれた支援策	現在、望む支援策
①気軽に相談できる場所や相談体制の充実		
②夜間・土日祝日における相談体制の充実		
③子育てに関する相談窓口の充実		
④就労に関する情報提供・相談窓口の拡充		
⑤当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実		
⑥各種制度・サービスに関する広報の充実		
⑦保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実		
⑧病(後)児保育の充実		
⑨年金・児童扶養手当の拡充		
⑩児童扶養手当の要件緩和（所得要件を本人のみに限定するなど）		
⑪子どもの就学援助の拡充		
⑫子どもの学習支援（学習支援ボランティアの派遣）		
⑬子どもの学習支援（学校外での学習機会の提供）		
⑭正規雇用での就労機会の拡充		
⑮ひとり親の雇用を推進する企業への支援		
⑯職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充		
⑰職業訓練や技能講習など機会の充実		
⑱家事・子育て援助ヘルパー等の充実		
⑲医療費負担の軽減		
⑳市営住宅の増設・優先入居の推進		
㉑ひとり親家庭等の人権施策の推進		
㉒法的なことを相談できる体制の充実		
㉓その他()		

問 24 あなたが今最も悩んでいること、困っていることなどについて、行政、社会一般への要望や意見を含めて、ご自由にお書きください。

用語の解説（※のあるもののみ）

※1 母子父子福祉推進委員

地域の身近な相談者として、ひとり親家庭からの悩みごとや心配ごとなどさまざまな相談に応じています。

※2 子ども総合相談センター

- ・家庭児童相談：親子関係、子育て、友達のことなど、18歳未満のお子さんについての様々な相談にのっています。
- ・ひきこもり等子ども・若者相談支援センター：15歳からおおむね39歳までの方の、ひきこもりや不登校、就労についての相談をお受けしています。
- ・ひとり親相談：ひとり親の制度に熟知した母子父子自立支援員がひとり親のみなさんやこれからひとり親になるかもしれない方の、自立のための相談をお受けしています。

※3 冊子「ひとり親のみなさんへのてびき」・「ひとり親応援マップ」

「ひとり親のみなさんへのてびき」はひとり親のみなさんが自立を図る上で参考になると思われる相談機関や各種の制度などを紹介したもので、「ひとり親応援マップ」は子育てと仕事の両立が忙しいひとり親の皆さんが市役所等でスムーズに手続きができるよう、よくある質問にQ&A方式で答えるとともに、担当窓口のおもな支援内容や庁舎内フロア図をA3サイズ1枚にまとめたものです。いずれも枚方市役所ホームページからご覧いただけます。

※4 母子父子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付制度

母子・父子家庭及び寡婦に対し、子どもの就学資金など生活に必要な貸付を行います。

※5 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象に、一時的なケガや病気、出張等で日常生活に支障のある場合に、ヘルパーを派遣し、生活援助や子育て支援を行います。

※6 母子家庭等就業・自立支援センター

職業紹介や就労支援研修、就職、養育費に関する相談や情報提供を行います。

※7 生活困窮者自立支援制度（自立相談支援センター）

仕事や暮らしのこと等、経済的に困っている方に対し、相談支援員が一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援を行います。

※8 ハローワーク枚方（マザーズコーナー等）

就職活動に関するアドバイスや求人情報の提供、応募書類の作成を支援します。また子育てをしながら就職を希望される方への就職相談、キャリアコンサルティングなどを行っています。

制度等もっとくわしくお知りになりたい方は、子ども総合相談センター（子ども・若者・ひとり親相談担当）
TEL 050-7102-3227 へお気軽にお問合せください。



～ご協力ありがとうございました。～